○外務省告示第三百十四号

平成二十八年七月二十五日にアンタナナリボで、アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与限度額　一億六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　小笠原一郎在マダガスカル大使

マダガスカル側　アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ外務大臣

平成二十八年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十五号

サントメ・プリンシペ民主共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十八年三月十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年六月十四日にサントメ・プリンシペ民主共和国について効力を生じた。

（平成二十八年三月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十八年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十六号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十八年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
地下水調査及び深層帯水層水源開発計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成二十五年二月二十日付け）	平成二十八年七月十二日	平成二十九年十二月三十一日

○外務省告示第三百十七号

平成二十八年七月二十六日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億七千万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　北岡元在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十八年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第二百三十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年七月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月四日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆九千六百九十億六千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千八百九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆九千七百十九億八千七百二十六万六千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千八百十一億八千百十万四千二百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年七月四日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭三厘八毛

十二　償還期限　平成二十八年十月三日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十八年七月四日